

大阪市立男女共同参画センター・大阪市立こども文化センター
飲料自動販売機設置事業者募集要項

一般財団法人大阪男女いきいき財団(以下、「財団」という。)は、財団が指定管理者として管理運営する大阪市立男女共同参画センター各館及び大阪市立こども文化センター(全5施設)の各施設内に設置する飲料自動販売機について、提案を求めます。

1. 飲料自動販売機の設置条件等

(1) 設置形態

財団が指定管理者として大阪市から承認を受けて実施する自主事業として実施します。設置事業者は、行政財産使用許可の手続きを要しません。

(2) 設置する自動販売機の台数及び機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものを、各館の設置場所毎に2台又は1台とします。

具体的な設置場所は、現行どおりとします(子育て館は、別途協議します)。

(3) 設置の期間

令和7年4月1日から1年間(以後4回まで更新可)とします。更新しない場合は、契約期間終了の2か月前までに書面にて意思表示をしてください。

(4) 手数料

提案に基づき、別途契約にて定めます。年1回以上お支払いください。なお、財団は、適格請求書発行事業者です。

(5) 必須条件

- ① 自動販売機が故障した際には、遅滞なく復旧作業を行ってください。
- ② 設置事業者は、財団が求めた時は遅滞なく、設置期間における月別の売上本数及び売上金額を報告してください。これらの報告事項は、公表されることがあります。

(6) その他必要経費等

自動販売機の設置・撤去等にかかる費用および電気料金は、設置事業者の負担とします。

電気料金は、各自動販売機の年間消費電力量に、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会が定める目安単価(令和7年2月1日現在31円/kWh(税込))を乗じた額とし、財団からの請求(適格請求書)に従って支払うものとします。

(7) 遵守事項

- ① 契約を遵守し、手数料及び電気料金を確実に支払うこと。
- ② 契約を財団の承諾なく第三者に譲渡してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、飲料(コップ式飲料及び酒類を除く)に限ること。ただし、財団が認めるとき

は、付随して他の品目を販売することができる。

(8) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。
- ⑤ 自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して財団の確認を受けなければならない。
- ⑥ 自動販売機の故障等に起因する問い合わせ及びトラブル等については、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

2. 提案書の提出

提案書の様式は定めませんが、設置場所、設置場所毎の台数(1台又は2台)、手数料の支払条件、取扱商品と販売価格の例、提案者の商号(名称)、電話番号、担当者名及びメールアドレスを明示し、3月12日までに到着するように、郵送又はメールにてお送りください(様式自由)。手数料の提案は、①売上本数に応じたもの、②定額、③最低保証額(定額)と売上本数に応じたもの合計額 のいずれでも構いません(複数の提案も可能です)。

3. 審査基準

設置場所毎に財団に最も有利な提案をされた方と、最初に契約の交渉を行います。なお、設置を見送る場合もあります。審査結果は、3月14日までにメールにて連絡します。採否の理由、選考過程について、財団は、回答の義務を負いません。

4. 質問

質問は、3月4日までにメールにてお送りください。3月6日(予定)までにメールにて回答します。

5. 問い合わせ先

一般財団法人大阪男女いきいき財団(担当:総務課 岡部)

543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25

電話 (06)7656-9040

メールアドレスは、お問い合わせください

(※ 月曜日及び2月25日(火・祝休日の翌日)は、休業日です)

参考 各館の利用者数及び設置場所毎の自動販売機売上本数(令和5年度)

1.大阪市立男女共同参画センター中央館(天王寺区上汐 5-6-25)

年間利用者数	401,091人
(1)B2F 右	9,076 本
(2)B2F 左	(現状2台)
(3)1F 右	9,420 本
(4)1F 左	(現状1台)

2.大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館(北区天神橋 6-4-20)

年間利用者数	29,946人
--------	---------

現在自動販売機の設置なし

3.大阪市立男女共同参画センター西部館・大阪市立こども文化センター
(此花区西九条 6-1-20)

年間利用者数	103,530人
(1)1F 右	3,041本
(2)1F 左	4,678本

4.大阪市立男女共同参画センター南部館(平野区喜連西 6-2-33)

年間利用者数	122,262人
(1)1F 右	5,523本
(2)1F 左	(現状1台)

5.大阪市立男女共同参画センター東部館(城東区鳴野西 2-1-21)

年間利用者数	132,225人
(1)1F 右	7,012本
(2)1F 左	(現状1台)

※ 東部館は、工事のため以下のとおり供用停止予定

令和7年4月1日～4月20日 すべての貸室

同 4月22日～7月31日 ホール・控室